

平成 29 年度 第 7 回理事会

議 事 報 告 書

1. 日 時 平成 30 年 3 月 12 日 (月) 正午～16 時 00 分
2. 場 所 岸記念体育会館
* 12:00～ グループ・ミーティング 5 階 505 号会議室
* 14:00～ 第 5 回理事会 5 階 504 号会議室
3. 出席者 理事 16 名、監事 2 名
* 欠席：(理事 4 名)
渡辺幹也副会長、柏木孝則理事 (WC メキシコ帯同のため)
細川準次常務理事 (ユニバーシアード MAS 帯同のため)
夏樹陽子理事
(監事 1 名)
江野澤吉克監事
4. 陪 席 清水光一 (東京五輪サブマネ)
大江直之 (事務局長)
5. グループ・ミーティング (12:00～)

* 理事・監事を三班に分け、本日の理事会審議事項として用意されている
「基本構想 (検定制度の見直し) について」、事務局長より資料配布の上、
原案説明があり、原案について各グループで意見集約。
6. 黙祷及び 3R 宣言の確認
増田委員長より次の通り説明。
昨日 3 月 11 日で東日本大震災から 7 年目となる。この震災にて犠牲になられた
方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと説明し、出席者全員で黙祷。

引き続き、昨年 6 月開催の定時社員総会で承認された「3R 宣言書」を理事会の
冒頭で朗読させていただく。
(3R 宣言書 朗読)

7. 議長及び議事録署名人

事務局より、定款第 42 条に基づき本理事会の議長は高橋会長が務める旨説明。続いて高橋議長より議事進行協力への挨拶があり、本理事会の議事録署名人は、定款第 47 条に基づき、高橋議長と安田監事となる旨を報告。

8. 報告事項

(1) 各種表彰について

事務局長より、配布資料に添って次の通り報告説明。

各都道府県協会より申請のあった各候補者を、総務委員会及び事務局で確認した結果、配布資料の通りとなった。

表彰規定第 4 条に基づき、総務委員会で当該者を認定決定したので報告する。

なお、功勞表彰該当者は名誉会員として委嘱され、委嘱期間中の年会費が 5,000 円となる。

- ◇岩手県協会：奨励 3 名
- ◇宮城県協会：功勞 2 名
- ◇埼玉県協会：功勞 3 名、優秀 1 名
- ◇神奈川県協会：功勞 3 名
- ◇静岡県協会：功勞 2 名
- ◇岐阜県協会：功勞 7 名
- ◇三重県協会：功勞 2 名
- ◇新潟県協会：功勞 8 名
- ◇京都府協会：功勞 8 名、優秀 1 名
- ◇大阪府協会：功勞 8 名
- ◇奈良県協会：功勞 7 名
- ◇和歌山県協会：功勞 2 名
- ◇徳島県協会：功勞 5 名、奨励 1 名
- ◇香川県協会：功勞 2 名、優秀 1 名
- ◇福岡県協会：功勞 2 名、優秀 1 名
- ◇鹿児島県協会：功勞 2 名

(2) その他：コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)からの提案について

事務局長より、配布資料に添って次の通り報告説明。

コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)が JOC と連携し、オリンピック支援販売

機について当協会へ協力依頼があった。販売機の設置に協力すると設置台数に応じて補助金の按分が加算され、当協会へ振り込まれる仕組みとなっている。同社は JOC 加盟の全競技団体へ協力依頼を行っており、当協会関係では、現在、神奈川県協会会員が 1 台設置いただき、その按分として約 4 万円の収入があった。理事・監事方々はオーナー社長が非常に多いので、是非ともご協力・ご応募願いたい。

9. 審議事項

(1) 基本構想（検定制度の見直し）について

議長より、理事会前に行なったグループ・ミーティングにおいて、標記議題を各班で話し合っていたいただいた。各班の書記役が代表として、意見集約結果を発表願いたい旨説明。

なお、原案としては、次の通りを理事・監事各位へ提示。

《財務の課題》

1 会員数の増強

◇ジュニア層会員の充実を図るために学生連盟を再構築

⇒ 学生会員は財政的支援（クレ代・装弾代等）をしないと活動を継続・維持できない。

◇女性会員の充実を図るために積極的に勧誘活動

⇒ 射撃場付帯設備（トイレ・更衣室等）を改善しないと、仮に女性会員が増えたとしても一時的なものになる。

2 強化事業等

◇2020 年東京五輪に向けて、JSC や JOC から当協会への補助金・交付金が大幅に増額（概ね倍額）。

⇒ 2021 年（平成 33 年度）以降は間違いなく減額傾向となるため、財源確保を図っていく必要がある。

3 その他

◇専門委員会を競技・審査・強化・総務委員会の 4 つに集約

⇒ 各ブロックから選出された委員を含め委員会活動が活発化すると経費も増大する。

◇本部から各都道府県協会宛て交付金

◇ブロック内に拠点となる射撃場が無い場合のサポート など

《検定制度の見直し》

前述の通り、財務の課題として（会員数の増強・強化事業等・その他）として3点が挙げられる。

従来の検定制度を改訂し、装弾1発1円、クレー標的1枚50銭として検定料を納付いただき、関係各社の不均衡が無いよう是正。

(A班) 工業会へのアプローチすることが当然であろう。

アプローチに伴い、資金を集める目的、検定制度の具体的な改正内容等を書類にして提示、協議すべき。

協議が物別れになるようであれば、協会独自で装弾の輸入・販売を考えたらどうか。

(B班) 装弾・クレー標的、両業者のメリットを考慮する必要がある。

日クレだけが利益を得るのではなく、両業者も利益を得るようなスタイルが望ましい。例えば、装弾1発2円にして1円を日クレ、もう1円を工業会が得る。クレー標的であれば、1枚1円にして50銭が日クレ、もう50銭が代理店或いは製造会社。協会と業者が協力し合えるようなやり方が望ましい。

これとは別に、日クレが代理店を作り販売するという意見もあった。

(C班) 基本的には装弾1発1円、クレー標的1枚50銭の案には賛成。問題はこの提案の進め方。工業会・クレー組合・クレー輸入業者だけでなく射場協の同意も必要。

また、1発1円、1枚50銭にした場合、その集金管理をどうするか。銃砲店から徴収するのか、工業会から徴収するのか。

関連業者からの同意を得られなければ、日クレの独自輸入・販売という案もあったが、その場合、弾銘柄の選択や選手の好み、保管・管理の問題、販売ルートの問題もある。

最終的には、やはり検定制度を元に戻すのがいいのではないか。今は装弾1銘柄幾ら、輸入クレー1コンテナ幾らで検定料が計算されているため、販売数に対して正比例していない。売れるブランドと売れないブランドの差が無く均等に検定料が発生しているため、売れた物に対して検定料が掛かる昔の検定制度に戻した方が良いという意見があった。

なお、装弾の年間流通発数は3,500万発と言われているが、これは恐らく出荷ベースの数字であり、消費ベースでは、銃砲店の在庫を考えると3,500

万発を下回ると思われる。協会会員による消費数は、そのうち半数程度と思われ、一律1発1円という手法は非会員にも負担を与えることに繋がる。協会としては、様々な取り組みを経た上で装弾消費量を段階的に上げて、公認料に切り換える方法が最良と考える。

協会会員による消費数が3,500万発に伸びる数字を提示していかないと、最終的には安定する公認料として収入を得られない。まずは消費量に比例した公認料をいただくよう検定制度を改訂することを提案したい。

丸石常務理事より意見。

今後、消費税の値上げに伴い、ユーザーの購入価格も値上げとなる。消費税による値上げ後、1発1円の交渉をすると業界の理解が得られ難くなることが想定される。消費税が上がる前に、交渉・決定が最善と考える。

議長より次の通り説明。

本案件は継続審議とさせていただくが、財務の問題は必ず発生する。従って、問題が発生する前の早い段階で対策を講じるべき。

1発1円を協会が決める時は、現在、約2,000名の会員を6,000名にするという目標に立ち、右肩上がりに実績を積んでいかなければならない。その具体的な施策として、新規会員獲得のための活動と並行し、グランド・マスター大会、ヒヨコ・カップ大会（仮称）、銃砲店と連携した大会、例えば、JCSAルールを採用したJCSAカップ大会（仮称）などを考えていく必要がある。

本案件は、次回理事会時のグループ・ミーティングで再度意見交換いただき、更に協議を続けさせていただく。

(2)「定款の施行についての細則」の一部改正について
事務局より、配布資料に添って次の通り議案説明。

主な改正点は2つ。

前回の理事会で当協会の専門委員会（現在11委員会）を4つの委員会へ統合することになったが、これに伴い、各専門委員会の業務内容が明記されている定款の施行についての細則（以下定款細則という）を修正する必要がある。

また、先般、関東ブロック会議が行われ、これまで関東ブロックは理事数が3名枠であったが、これを2名枠に減らすことが決定し、本部へ提案されている。現在の定款細則では、ブロック理事数11名、学経理事数9名の計20名であったが、関東ブロックの理事2名枠に従い、ブロック理事数10名、学経理事数10名に改正したい。

更に補足するが、法人移行の際に、ランニングターゲット部会が 100 名を超えていたため、部会から加盟団体へ昇格させることが適宜と考え、関東ブロックの構成団体へ加える予定であった。法人移行後、ランニングターゲット部会関係者と協議をしたところ、ランニングターゲット部会としては当面部会のままで維持したい意向が強く、現在も部会のままとされている。従って、実態に合った定款細則になっていないため、現時点では実態に合わせて、ランニングターゲットは関東ブロックの構成団体から削除しておくことが適宜と考えている。定款第 68 条に基づき、定款の施行についての細則は理事会の承認が必要なため、改正内容についてご審議願いたい。

本戸常務理事より、ブロック理事 10 名、学経理事 10 名ということになると会長権限が強くなり過ぎるため、最低限 11 名対 9 名にしておく必要があるという話を過去伺った記憶がある。その点は抵触等問題はないか、という質問。

事務局より、当協会が法人移行する前は学経理事を会長指名理事としていた。そのため、会長＋会長指名理事が理事会の過半数を上回ることを避けるよう文科省から指導された経緯がある。

法人移行後は、学経理事候補者は役員選考委員会の合議で決定されるため、会長個人の意見で決まらないシステムになっている。念の為、弁護士の先生方を通じて一般社団法人法をチェックしてもらったが特に制限は無い、と説明。

質疑後、議長が議場に諮り、定款細則の一部改正が承認され、同細則の改正施行日を本日付とさせていただき、専門委員会に関する事項については、その運用を本年 6 月の定時社員総会終了後とさせていただく旨、議長より補足説明。

(3) 役員選考委員会について

事務局長より、配布資料に添って次の通り議案説明。

役員選考委員会規程第 2 条に基づき、学経理事候補者の選出と補欠、監事候補者の選任とその補欠が選ばれることになる。同委員会の委員については第 3 条第 1 項に基づき、会長、副会長、専務理事、ブロック理事 1 名、監事 1 名で構成される。

役員選考委員会の委員が、会長、副会長、専務理事、ブロック理事、監事から選出される理由については、現在、理事・監事各位に協議いただいている「基本構想」が良い例であるが、組織は継続・継承されていくことが肝要であり、会長が代わった、或いは理事が代わった途端に、運営方針が急転換すると協会の運営は

混乱するために、維持・継続する必要性を鑑み、委員構成に反映されている。第3条第2項に基づき、選考委員会の委員は理事会で決定することが明記されているため、会長、副会長、専務理事は自動的に委員へ就任いただくことになるが、ブロック理事1名と監事1名を本理事会にて選出いただきたい。6月に控えた定時社員総会にて役員改選が行われるため、本理事会で選考委員会委員を選出願いたい。

質疑応答後、ブロック理事1名として渡辺久雄常務理事、監事1名として安田岸雄監事の推挙があり、議長が議場に諮り次の委員で構成することを承認。また、4月に入ってから本日承認いただいた委員により役員選考委員会を実施する旨、議長から補足説明。

- ◇会 長：高橋義博
- ◇副 会 長：渡辺幹也、不老安正、三浦正義
- ◇専務理事：及川悦郎
- ◇理事1名：渡辺久雄
- ◇監事1名：安田岸雄 計7名

(4) 各ブロック選出委員長及び各地方協会選出委員について
事務局より、配布資料に添って次の通り議案説明。

各ブロック及び地方協会より4つの専門委員会（競技・審査・強化・総務）のブロック選出委員長、各地方協会選出委員について、配布資料の通り選出された。未だブロック会議を経ていないところもあるため、完全に出揃ってはいない。例えば、近畿ブロックは一昨日ブロック会議が終わったばかりで、未だ本部事務局へ報告が届いていない、広島県協会は全理事が辞職した状態であり、来る3月18日に総会を開いて理事を選任し直すため、委員の選出については3月19日以降提出したいという連絡をいただいている。

選出が済んでいないブロックや地方協会を待っていると遅れる一方であるため、未だ選出が済んでいないブロック委員長、地方協会委員については、本理事会で総務委員長へご一任いただければ有難い。

配布資料の掲載した方々については、本理事会で承認を経た後に本部事務局で委嘱作業を進めるが、委嘱する方々の任期を確認したい。

来る6月の定時社員総会で役員改選を控えているが、改選後、委員長が代わる専門委員会も有り得る。今回委嘱する委員長や委員については、新任期2年をそのまま務めていただくことが適宜と思うが、その点も審議願いたい。

質疑応答後、議長が議場に諮り、配布資料に記載された各ブロック選出委員長と各地方協会選出委員について承認。未だ選出・報告がされていないブロック委員長及び地方協会委員の承認については総務委員長に一任された。

なお、ブロック委員長・地方協会委員の委嘱期間は、本年6月開催予定の定時社員総会において行われる役員改選後の新理事の任期終了までとすることを申し合わせた。

(5) 平成30年度事業計画及び収支予算（暫定）について
事務局長より、配布資料に添って次の通り議案説明。

事業方針として、平成30年度（2018年度）は、2020東京五輪の出場枠（QP）付与大会として、世界射撃選手権大会（KOR）が予定され、オリンピック出場枠（QP）獲得を第1次目標、同五輪におけるメダル獲得が最終目標であり、選手・強化スタッフ一丸となって目標の達成に引き続き傾注していきたい。

国内においては、春夏秋の本部公式大会や全日本選手権大会の実施、今年は第73回の福井国体、第2回グランド・マスター大会や、今年から初めての取り組みとなる初心者向け大会（仮称：ひよこカップ）が予定されている。数年前よりこれらの主要大会の活性化に傾注してきた経緯があり、当年度もさらに主要大会の充実を図っていきたい。

また、グループミーティングや理事会の継続審議を経て、本年度中に協会の「基本構想」を策定することとし、将来の協会像を目指した短・中・長期的プランを構築することとした。

その第一歩として、本部－ブロック－地方協会の連携を深めるために、専門委員会数を縮小し、ブロックや地方協会より各委員長・各委員を人選いただき、当年度より委員会活動が活発化するよう啓発したい。

議長より、収支予算（暫定）の議案説明については各費目の積算根拠を添付配布しているので、詳細については割愛することを了承願いたいと説明。

事務局長より、昨年と内容や金額が大きく異なる点のみ抜粋説明。

また、前回の理事会で入会金の減免については、免除では無く減額することが決まり、その具体的な減額度合は総務委員会と事務局で原案を提示することになっていた。

本暫定予算で、次の通り減額した金額で予算構成を施したので、同金額についてもご審議願いたい。

◇入会金：一般 15,000 円 ⇒ 2,000 円
 学生 5,000 円 ⇒ 1,000 円

◇入会金を登録費へ表記変更

また、入会金の変更・改定は入会・退会規定の変更となるため、総会承認が必要となる。次回の総会は6月であるため、理事会提案で総会へ上程、総会承認を経たとしても運用は平成31年度からとする必要がある。

議長より、本部が減額を決めたと仮定して地方協会は従来通り入会金を徴収するには道理に合わないと考える、その点も慎重審議願いたいと提案。

質疑応答後、地方協会・部会もそれぞれ事情が異なり、団体自治を尊重する必要があることを確認。

会員増強策の一環として新規会員獲得があり、その目的達成のために本部が入会金を減額することを理事会から総会へ提案するにあたり、総会承認後、各地方協会・部会へ本部と併行して入会金の減免について協力いただくよう、依頼文書を作成・送付することを申し合わせた。

質疑応答後、議長より議場に諮り、平成30年度事業計画及び収支予算（暫定）について承認。

また、入会金の減額については、現行15,000円を2,000円に改定することが承認され、入会金を登録費へ表記変更することを併せ、来る6月の定時社員総会へ理事会案として上程することを確認。

なお、学生会員の入会金（登録料）1,000円への減額については、学生連盟の再構築を並行して検討する必要があるため、継続審議となった。

（6）強化戦略プランについて

強化委員長がマレーシア遠征で不在のため、事務局長より、配布資料に添って次の通り議案説明。

前回理事会で説明した通り、来る平成30年3月末までに現行の強化戦略プランの更新版をJSC及びJOCへ提出しなければならない。

更新版については、ガバナンスに関することをかなり付加し、協会に携わる役員の使命、競技団体として目指すべき将来像を記述した。

一本の木で例えるならば、太い幹となる協会の事業方針を理事会で策定し、短・中・長期プランは枝、プランに沿った各事業・業務は葉、これを支える根が、前

述の使命を持った役員となる。

理事会の下部に組織する各専門委員会はこの事業方針に沿って、短・中・長期プランの設置と各事業・業務の実施が責務となることを、加盟団体、部会、登録会員、事務局に周知徹底することが重要である。

加えて、3R 宣言書や専門委員会の統合もガバナンスへ記述した。

総合的には、2020 年東京五輪では全種目入賞、2024 年のパリ五輪ではメダル獲得という目標を立てている。

なお、同プランはどんどん更新していく必要がある。例えば、平成 30 年 9 月に韓国で世界選手権大会が予定されている。大会終了後、日本選手団の成績を下に検証をして、必要な改善を行なう。改善にはプランを修正する場合もあるだろう。その場合、現在のプラン・バージョン 2.0 を 2.1、2.2、2.3…と更新（改善）していけば良い。

議長より説明。

配布原案である強化戦略プランでは競技団体名が日本クレ射撃協会になっている。日クレはオリンピックでメダルを獲得することが目標であるが、地方協会は国体で総合成績入賞することが目標である。言い換えれば、本来、和歌山県クレ射撃協会の国体強化戦略プラン、秋田県クレ射撃協会の国体強化戦略プランがあつて然るべき。各地方協会の戦略プランを本部が集約して、強化委員会がこの強化戦略プランを作成するというのが筋道。

日クレはこういう部分が極端に弱い。事務局の協力が無いと強化委員会でも作れないのが現状。美辞麗句並べるのは簡単だが実態が伴わない。

現在の強化委員会には、私からメダルを獲得するまでのフローチャートと併せて、各種のマニュアルを作成するよう指示をしているところである。

協会と云うのは本来、そういうもの。理事は、その基盤上で審議・選択をする大変な役目を担うことになる。決して威張ったり、誰かをやっつけに来たりするものではない。

質疑応答後、議長が議場に諮り、強化戦略プラン（バージョン 2.0）を承認。

(7) 部会申請（障害者団体）について

事務局長より、配布資料に添って次の通り議案説明。

前回理事会からの継続審議となっているが、障害者団体から加盟部会の入会申請があり、総務委員会及び事務局にて部会加盟審査基準と照らし合わせたところ、

団体の構成員が5名以上、ISSFもしくはASCにおける取り扱い種目であること、当協会の理念を基本とした各種規約を遵守する誓約をいただいていることから、条件を全て満たしていることを確認した。

加盟部会については、理事会の推薦を経て総会承認が必要なことから、来る6月開催予定の定時社員総会へ、障害者団体の加盟部会承認について理事会として推薦いただけるかどうか審議願いたい。

議長より、現在、協会が認めている部会は学生連盟、RT部会、芸文クラブの3つであるが、各部会へ助成金や交付金を配布している。

ISSF内では、イタリアが舵を取って盛んにパラ・クレーを振興し、2024年パリ大会のパラリンピック正式種目入りを目指している。その際の参加加盟NF数が32であり、一昨年のISSFモスクワ総会では現在16まで加盟が増えたと同っている。ISSFからも協力要請をされている案件である。

一方で、部会の在り方も議論する必要があるであろう。例えば、学生連盟は現在登録会員は10名程度。この程度しか学生会員が居ないのは問題ではあるが、本部から学生連盟へ助成金と交付金を合わせてたった30万円しか渡していない。もし、私自身が学生連盟の会長だったら30万円いただいて、年1回の学生選手権をやれと言われても無理だろう。

身障者団体も同様で、部会として承認された後、財政的支援を行わなければ団体を維持していくのも難しくなっていくと思われる。今後はグループ・ミーティングにおいて、既存の学生連盟、RT部会、芸文クラブと新たな身障者団体も含め、権利・義務などを含めた部会の在り方を意見集約していきたい。

質疑応答後、議長が議場に諮り、部会申請があった障害者団体：(特非)日本障害者スポーツ射撃連盟・パラクレー射撃部を当協会の部会として認め、理事会案として定時社員総会へ推薦することを承認。併せて、本件の担当理事を丸石博常務理事に務めてもらうこととなった。

なお、権利・義務に関する詳細等については、既存の部会を含めて、今後理事や監事の意見集約を図っていくことを申し合わせた。

(8) 医科学・アンチドーピング規程の一部改正について

強化委員長が不在のため、事務局長より、配布資料に添って次の通り議案説明。

現行規定第5条では、「ドーピング検査を拒否した場合は陽性反応と見なされる」と定めてあるが、WADA(世界アンチドーピング機関)規程が改訂され、「ドー

ピング検査の違反行為とされる」となった。

WADA の規程変更に伴い、ISSF 規程も改訂されているため、当協会の医科学・アンチドーピング規程も改正する必要があるため、第 5 条の規程改正について承認願いたい。

また、同規程第 9 条及び第 13 条に「アンチ・ドーピング委員会」という表記があるが、理事会で「医科学委員会」へ名称変更された経緯があるため、表記変更させていただきたい。

議長が議場に諮り、提案のあった医科学・アンチドーピング規程の一部改正が承認された。

(9) その他

◇地方公式大会へのオープン参加について

佐藤競技委員長より説明。

前回の理事会（グループ・ミーティング）で議論いただいた「オープン参加」について、競技委員会の解釈と理事・監事各位の考えにズレがあり、拡大解釈されている向きを大いに感じた。

今後、ブロックから選出された競技委員長も交えて委員会案を作成し、再度、理事会へ上程させてもらいたい。

◇JCSA ルールについて

4 月から導入される JCSA ルールについて、段級位やランキングの取扱いについて、理事各位から質疑があり、周知が必要であることを確認。

また、将来の国体における撃数についても競技委員会で原案を作成することを申し合わせた。

以 上

* 次回理事会：平成 30 年 5 月 21 日（月）

⇒ **審議予定である平成 30 年度事業報告及び収支決算の原案作成が監査の都合上間に合わないため、6 月 4 日（月）へ変更。**